

## △業界情報V

アコーディア、TOB成立なら決議要件引上げを提案

PGMに対抗、特別決議要件3分の2から4分の3へ  
TOB成立を懸念した統合阻止策、PGMは遺憾表明

PGMホールディングスから1月17日を期限として株式公開買い付け(TOB)を受けている㈱アコーディア・ゴルフ(東京都)は1月4日、過半数以上の株式をPGM側が所有することになれば、経営統合が同社や株主に不利な条件であっても避けられないとして、合併等の特別決議に必要な要件を引き上げる提案を行うと発表した。

発表によれば、TOBが成立(20〜50・1%)した場合には、事業の譲渡や合併等(組織再編)に係わる株主総会の特別決議の決議要件を、現行の出席株主の「3分の2」以上から、来年6月までの限定で「4分の3」以上へ引き上げる提案を行う。公開買付者(PGMH)がTOBの上限の株式を取得すれば、その特別関係者の所有割合は56・19%となり、過去の事例等から議決権総数の3分の2以上に当たり、経営統合を強行するおそれがあると考えたという。

TOBの期限前日にあたる1月16日の株主を議決権者とし、TOBが成立した場合には1月下旬に開く取締役会で決定し、3月中旬に臨時株主総会を開く方針。

同社では「TOBが成立するとは思わないが、少数株主

の保護と、不安感払拭のために決めた」と説明している。

また、同社では大和証券(株)や、第三者算定機関のプライスウォーターハウスクーパーズ(株)に依頼した株式価値算定報告と、発表資料に基づき分析したPGMHとの統合比率を公開し、いずれも10万円以上で1株8万1000円の株式買取価格では不十分なことを報告した。加えて、競合会社である公開買付者の方針の下で事業運営を行うことは、これまでの収益力や新中期経営計画に基づく利益成長が毀損し、株主還元方針が実現できない可能性があるとした。

一方、この発表を受けPGMホールディングス(株)は1月4日に「アコーディアの現経営陣が保身を図るために経営統合の実現をできる限り阻止しようとするもの。株主の期待を裏切るもので、極めて遺憾。アコーディアは業界再編の波にも取り残されることが十分予想される」とコメントを発表、「両社の経営統合が公正な条件の下に行われるよう、独立委員会の設置など一般株主の利益が保護されるための手当て(公正性担保措置)を講じる」と改めて統合意欲を示した。

アコーディアの株式は1月7日にTOB価格の8万1000円を一時付けるなど、市場の株価高騰もあって堅調。PGMでは12月末にアコーディアの株主にTOBの応募書類を直接郵送するなど最後の攻防となっている。